

米軍政下沖縄における「靖国神社合祀」問題（上）

—「靖国化された沖縄」からの脱却をめざし—

石 原 昌 家

The Problem of “Yasukuni Shrine Joint Memorialization”
in the Era of American Military Rule in Okinawa :
—Breaking Free of the “Yasukuni-ization of Okinawa”—
Masahiro ISHIHARA

目次（上）	(下)
はじめに	3 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の沖縄へ
1 国会論議にみる「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の本質	の適用と「南連」事務所の開設
(1) 「一億総懲悔」論でスタートした戦後日本	4 「靖国神社参拝」の開始
(2) 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が上程	5 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の適用拡大
されるまでの経緯とその概要	と「靖国神社合祀」
(3) 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」案反対	6 沖縄戦戦没者追悼式と靖国神社との係わり
の理由	7 国会会議録にみる戦場の跡と本土遺族
1) 「戦争遺家族の戦争への思い」－民衆の	8 本土遺族参拝団と「靖国化」する南部戦跡
戦争責任追及	
2) 政党代表の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」	9 「靖国神社合祀取消訴訟」の意味するもの
反対の論拠	おわりに
2 沖縄遺族代表による国会参考人発言－軍人	
扱いと靖国神社合祀の端緒	

【論文要旨】

2008年、年明け早々、沖縄から「靖国神社合祀取消」が提訴されるということが明るみになった。それは戦後63年も経て、沖縄戦体験研究者に「沖縄戦体験とは何だったのか」とか「沖縄戦体験の認識」を改めて問うものである。1970年から戦争体験の聞き取り調査を実施してきた筆者としては、「靖国神社合祀取消」訴訟にあたって、ただちに沖縄戦体験との係わりを実証的に論理展開できるほどの研究を蓄積しておくべきであった。しかしながら、沖縄戦体験と靖国神社合祀との係わりについては、2005年4月以降、資料収集に着手したに過ぎず、一年前の2006年2月に、「援護法」によって捏造された「沖縄戦認識」－「靖国思想」が凝縮された「援護法用語の集団自決」－を書き上げたにすぎない。そこで本論では、「援護法」が日本の国会でいかなる議論の中で制定されたか、それが制定される過程で日本人が戦争責任を総括する機会を失うことになったことや「援護法」が沖縄にも適用されることによって米軍政下の沖縄が「靖国化」されていったことを明らかにしていく。

【キーワード】：戦争責任、援護法、遺族会、靖国神社合祀、靖国神社取消訴訟

【Abstract】

Immediately after New Years in 2008, Okinawa made the headlines due to a lawsuit filed to remove Okinawans from the “Yasukuni Shrine Joint Memorial.” Sixty-three years after the war’s end, this came about in the milieu of a renewed examination of actual war experiences, and a changing consciousness of those who directly experienced the war. This writer had been gathering oral accounts of war experiences since about 1970, but had only just begun a theoretical analysis of the data collected when learning of the lawsuit to remove Okinawans from the Yasukuni Joint Memorial. However, this writer had begun grappling with the problem of the interplay between Okinawan war experiences and Yasukuni Shrine Joint Memorial, initially by collecting research materials beginning in April of 2005, and subsequently by producing a paper in March, 2006 titled “The Battle of Okinawa War Narrative as Manufactured by the Bereaved Families Assistance Act.” In this paper, the writer argues that the Bereaved Families Assistance Act was enacted amidst fierce debate in the Japanese Diet, but during the process of enactment Japan lost an opportunity to clarify its war responsibility, and due to the fact that the Bereaved Families Assistance Act was also applied to Okinawa, it is the writers intention to make clear that Okinawa has thus been effectively “Yasukuni-ized.”

はじめに

2008年、1月12日、沖縄でも「靖国神社合祀取消訴訟団」と「支援の会」が結成された。そして3月19日の提訴に向けて、ただちに準備に取りかかることが表明された。それは「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の本質と戦後63年も経て、沖縄戦体験研究者に「沖縄戦体験がもたらしたもの」とか「沖縄戦体験の認識」を改めて問うものである。1970年から戦争体験の聞き取り調査を実施してきた筆者としては、「靖国神社合祀取消訴訟」にあたって、ただちに沖縄戦体験との係わりを実証的に論理展開できるほどの研究を蓄積しておくべきであった。しかしながら、沖縄戦体験と靖国神社合祀との係わりについては、2005年4月以降、資料収集を着手したに過ぎず、一年前の2006年2月に、大学の紀要論文として『『援護法』によって捏造された『沖縄戦認識』－『靖国思想』が凝縮された『援護法用語の集団自決』－』（沖縄国際大学社会文化研究vol.10 2007年3月）を書き上げたにすぎない。研究者として、今日までの怠慢の誹りは免れず、それは甘んじて受けなければならないことを、自省を込めて明記しておかねばならない。

そこで本論では、前記紀要論文で使用した資料と若干重複しながらも、沖縄との係わりの靖国神社合祀の問題に焦点をあてて、衆議院・参議院の国会会議録や靖国神社問題資料集（国会図書館）、沖縄県公文書館所蔵の「琉球政府文書」、「沖縄県遺族連合会」の出版物などを用いて、遅ればせながらその課題に取り組んでいきたい。

まず、衆参両議院の国会会議録によって「戦傷病者戦没者遺族等援護法」制定時の公聴会や各政党代表の発言を検討することによって、同法の本質を知ると共にその法律がもたらしたものを見らかにしたい。つぎに同法の沖縄への適用は、どのような過程を経てもたらされたのか、国会での沖縄遺族会事務局長の参考人発言と同法の適用拡大との係わり、それが沖縄戦体験の認識に何をもたらしたのか、などについて国会会議録や沖縄県遺族連合会の出版物をとおして明らかにしていく。さらに、沖縄県公文書館所蔵の琉球政府文書の「靖国神社に関する書類」、「戦闘参加者に関する書類」等をとおして「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の適用によって、沖縄戦体験を捏造して「靖国神社に合祀」されていった沖縄住民と「靖国神社参拝」のために日本政府・那覇南方連絡事務所、琉球政府、沖縄県遺族会、靖国神社社務所の五者間の係わりを示す資料を明示し、その係わりの深さを明らかにしていく。

本論（上）においては、国会会議録を中心にはえ、（下）において沖縄県遺族会印刷部と琉球政府文書を中心に、米軍政下沖縄住民と「靖国神社」との係わりを明らかにしていきたい。

1 国会論議にみる「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の本質

(1) 「一億総懺悔」論でスタートした戦後日本

1945年8月15日の戦争終結後、8月17日に陸軍大将だった東久邇宮稔彦王首相が初の皇族内閣を組閣した（10月9日まで）。そして初の記者会見で「全国民総懺悔をすることが、わが国再建の第一歩であり、わが国内團結の第一歩であると信じる」と語った。そして9月5日、「軍も官も民もすべて、国民ことごとく静かに反省し、」「今こそ総懺悔しよう」と東久邇宮首相が次のような施政方針の演説をした。

敗戦の因つて来る所は、もとより一にして止まらず、後世史家の慎重なる研究批判に俟つべきであり、今日われへが徒に過去に遡つて、誰を責め、何を咎むることもないのであるが、前線も銃後も、軍も官も民も総て、国民盡く、静に反省する所がなければならない、我々は今こそ総懺悔し、神前に、一切の邪心を洗い淨め、過去をもつて将来の誠めとなし、心を新たにして、戦の日にも増して、^{じや}拳^{きよ}國^{とば}一家、^{づく}乏^ふしきを分ち、苦しきを労り、温き心に相援け、相携へて、各々その本分に最善を竭し、来るべき苦難の途を踏み越えて、帝国将来の進運を開くべきである。・・・あらゆる困苦欠乏に耐へて參つた一億国民の敢闘の意力、この尽忠の精神力こそは、敗れたりとはいへ、永く記憶せらるべき民族の底力である¹

この演説こそが「一億総懺悔」論として、戦争指導者の戦争責任を回避し、開戦と敗戦の責任や国民がそれまでに受けた被害についてその責任の所在をあいまいにするとともに、その後、政府の戦争責任否定論に繋がっている、と一般に理解されてきた。沖縄戦の住民被害の最大のキーワードは、第三十二軍が県民指導方針として打ち出した「軍官民共生共死の一体化」の具現化²であり、その方針こそが沖縄戦で自国の軍隊が自国の住民を殺害したり死に追い込むという被害の元凶になったものである。

驚くべきことに、戦後日本の再生にあたって、時の日本の指導者が発した「軍も官も民もすべて反省し、総懺悔せよ」という政治方針は、第三十二軍の県民指導方針とコインの裏表のように一致しているのである。つまり、そこには日本国民が再び歩まされる戦争への道が内包されていたとも分析できよう。

ところで、戦後日本の出発点となった「一億総懺悔論」が日本を席巻したのは、国民が廃墟の中から生き延びていくために、軍部や天皇を頂点とする戦争指導者に対する戦争責任の追及や戦争を総括するような余裕がなかったのではないかと推測すると共に、そのことが容易に「再軍備」を容認していったのであろうというのが筆者の考え方であった。

¹ 「朝日新聞」1945年9月6日朝刊 一面 引用者が旧漢字はほとんど新漢字に直した。

² 報道宣伝防諜等ニ関スル県民指導要綱「第一方針 ・・・ 軍官民共生共死ノ一体化ヲ具現シ・・・」『秘密戦ニ関スル書類』国立公文書館所蔵

しかし、「国会会議録」で戦後間もない時期の民意を代表している国會議員や公聴会における公述人の発言に目を通すと、「一億総懺悔論」を一蹴するように、国家の戦争責任を強く問う場面が展開していたことが分かった。とくに、「軍人恩給法」に代わって制定された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（「援護法」と略記）議決時の国会会議録には、瞠目すべき発言が相次いでいるし、この「援護法」こそが、日本政府・戦争指導者の戦争責任を民衆が追及していく機運を潰えさせた最大の要因の一つではないかと分析できる、というのが本論に通底しているモチーフでもある。

（2）「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が上程されるまでの経緯とその概要

まず、国会で遺族援護に関する小委員会が設置され、遺族援護に関する決議が昭和 24（1949）年 5 月衆議院を通過し、遺族に対する年金、弔慰金、遺児の育英など諸問題について政府のすみやかな善処を要望し、次いで、昭和 26 年 3 月、第十国会において、遺族、戦傷病者及び留守家族対策に関する決議が衆議院を通過した。衆議院委員会においては、その後さらに遺家族、傷痍軍人の援護に関する小委員会を設置し、第十二国会末に至るまでに、20 数回にわたり、討議を重ねた結果、戦傷病者の援護に関する要望書、遺族援護に関する要望書として政府に送付された。

それまでの戦傷病者、戦没者遺族等に対する国家の処遇の現状は、終戦まで支給されていた増加恩給、傷病年金、扶助料等は、昭和 20（1945）年に発せられた連合国軍最高司令官の指令である恩給並びに扶助の支給の件に基く 21 年のポツダム勅令により、その支給を停止し、戦傷病者等に対して少額の増加恩給のみが残されていた。

「援護法」案の大要は、まず対象は、昭和 21 年勅令第 68 号により恩給権を停止または制限された旧軍人等及びその遺族と、戦地勤務の有給の嘱託員、雇員、用人、工員または鉱員たる軍属及びその遺族であった。

援護の内容は、戦傷病者等に対しては、最高六万六千円から最低二万四千円までの障害年金を支給し、また遺族に対しては、遺族年金及び遺族一時金を支給し、不具廃疾の夫、十八歳未満または不具廃疾の子、六十歳以上または不具廃疾の父母、扶養する直系血族のない十八歳未満または不具廃疾の孫、扶養する直系血族のない六十歳以上または不具廃疾の祖父、祖母の範囲の遺族に対し、配偶者については一万円、その他遺族については一人につき五千円の年金を支給し、その生活の援護の一助とするというのが概略である。

「援護法」案は、1952 年 3 月 12 日、衆議院厚生委員会付託となり、13 日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取、18 日より連日委員会、戦争犠牲者補償に関する小委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会との連合審査会等を開催していった。

さらに、「援護法」案がきわめて重要であるということで、広く一般の世論を聴取するため、

3月25、26の両日にわたり公聴会を開き、日本遺族厚生連盟副会長の佐藤信氏外16名の公述人から、幅広い角度からの意見を聽取したうえ、同年4月2日質疑を終了した。³

(3) 「援護法」反対の理由

1) 「戦争遺家族の戦争への思い」一民衆の戦争責任追及

戦後生活をスタートするにあたって、一家の柱石を失った戦争遺家族の窮屈した生活状況から考えると、「援護法」は待望の法案だという印象を受けるし、また、沖縄の遺族会の機関誌や沖縄の新聞報道からも「援護法」の沖縄への適用が渴望されていたので、制定当初、それにたいする批判が存在していたということは、筆者が想定することのできないことであった。このような筆者の先入見を根底から覆したのが「援護法」制定時における国会での公聴会であった。そこでは17人の各種団体代表などが公述している。そのなかでも瞠目すべき発言は、日本遺族会（当時は日本遺族厚生連盟）が約800万人の全遺族を代表して、その心情を吐露していることである。

「援護法」の「援護」という言葉に対して厳しい語調で拒絶し、痛烈このうえない激語で国家の戦争責任を追及する形となっている。国会でこれほどの激越な言葉で、戦争を糾弾したのは空前絶後ではなかろうかと思われる。それが当時の大多数の日本人の心情であったとしたら、制定された「援護法」によって戦後日本の「國の姿」が、どのように作られていったのかということを痛感することにもなる、ともいえよう。

それでは以下に、佐藤信日本遺族厚生連盟副会長がその遺家族の真情を吐露した部分を紹介して、筆者の見解を述べていく（以下、本論における国会会議録からの引用部分での下線は、とくに注目すべき個所について、すべて引用者が付けていた）。

13-衆-厚生委員会公聴会-1号 昭和27年03月25日

○佐藤公述人 私は日本遺族厚生連盟の副会長佐藤信であります。今回戦傷病者戦没者遺族援護法案の御審議にあたりまして、遺族としての意見を陳述する機会を与えられましたことを感謝いたします。私は本日の公述人のうちの、たつた一人の遺族であるように考えられますので、他の公述人と違った立場におきまして、子供を、あるいは夫を父を失った者の心境を皆様にお聞き取り願うことも、決してむだなことではないと考えまして、この陳述の冒頭におきまして、私が遺族といたしまして、長年私の心の中に鬱積いたしております感情を披瀝することを、お許しいただきたいと考えるものでございます。それはまた全国の遺族の共通の感情であろうと存するからでございます。

今次の戦争の意義につきましては、今ここで論議することは、適当でないと考えられます。ただ、私たち遺族は、無謀なる戦争によってそれぞれその肉身を失ったものでございます。し

³ 第13回国会衆議院厚生委員会議録第19号・昭和27年4月2日。

かも、それはおおむね特攻戦術とか、その他これに類するような、絶対死ぬ境地に陥れられて、野蛮きわまる方法を強制された殺人行為であって、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたものであります。かくのごとくして二百万人に上る有為の青年を殺し、そしてその陰に幾百万人の父を奪われた遺児、夫を奪われた妻、子を奪われた老父母を血涙に泣かしめておるのでございます。私はこれを考えますときに、ほんとうにはらわたの底から、むくむくと熱鉄のごとき憤懣と憎悪と怨恨の念が燃え上って來るのでございます。これは八百万遺族の全部の憤懣であり、憎悪であり、怨恨であろうと考えるものでございます。

ただ私たち遺族は、この最大なる犠牲が、ただただ国家のためにということと、国家に一命をささげた英靈の遺族であるという誇りとによって、みずから慰め、自分の生活態度を規正いたしまして、あらゆる苦難に耐え、内心は鬱積いたしておりまする憤懣を抑えまして、その主張をきわめて謙虚に、その行動をきわめて穩健にいたして参つたのでございます。これはわれわれの過去の行動がこれを立証して余りあることと存ずるのでございます。かくのごとき心境に生きている遺族に対し、政府がその生活を援護するというがごとき態度をもって臨まれることは、遺族の誇りを傷つけるものであつて、決して遺族の心境に沿うゆえんではない、世の為政者はよろしくこれを察しなければならないと存ずるものであります。遺族は、国家の感謝をこそ求め、当然の補償をこそ求めておるのに、政府はこれに援護を押しつけようといたしており、しかもそれが生活保護法を下まわるようなものを与えて、どこにその意義があるか。私は国家のために一家の柱石を失い、そのためにやむを得ず貧困に陥つた遺族を、生活保護法で救済する前に、当然の補償をなすべきであると信ずるものでございます。

ここで注目すべき発言をとりあげていこう。1945年8月15日に終結した十五年戦争を「無謀な戦争」という表現を用いている。それは理性分別に欠いた乱暴な戦争という意味であり、侵略戦争という表現に近いといつても過言ではない。なぜならあの戦争を「絶対死ぬ境地に陥れられて、野蛮きわまる方法を強制された殺人行為」と糾弾して、さらに「人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行つたもの」と弾劾するに及んでは、まさに侵略戦争の内実を表現していると言つてよいであろう。

しかし、いっぽうでは、戦後沖縄の遺族にも共通する、遺族としてのジレンマも垣間見せている。それは「国家の行為」を殺人行為、鬼畜の行為とまで激しく弾劾しつつ、鬱積する憤懣、怨恨で満ちている感情を「国家のため、国家に一命をささげた英靈の遺族であるという誇り」ということで「みずから慰め」ることによって、精神的に平静を装つてきていることである。そのことは現在の観点では遺家族の戦争でうけたトラウマ (torauma 心的外傷) を「英靈であるという誇り」を持つことによって癒そうとした、という説明も可能であろう。

そこでさらに注目すべきは、「援護法」による「援護」ということでなく、遺族代表は国会

で堂々と、一家の大黒柱を失って経済的に困窮している遺族へ国家が「補償」すべきことを強く求めていることである。

つまり、ここで遺族代表は「援護」ということでは、それまで弾劾してきた国家の殺人・鬼畜の行為を問いただすことにはなりえないという考えを示しているのであろう。そして、国家が遺族へ感謝を表し、国家に戦争責任の一端を示さすため、遺族に生活「補償」すべきことを迫っているのである。そのとき、これら遺族の他人には推し量れない底知れぬ「いたたまれない感情」を国家が強く謝罪の意を尽くし、生活「補償」しなければならなかつた。

しかし、政府はこのような遺族の「いたたまれない気持」を、戦前・戦中同様に、戦死者を「靖国神社へ合祀」することによって、「靖国神社」へ遺族の精神的癒しを代替させていったのである。そして米軍政下の沖縄住民にたいしても同様な待遇をしていったのである。それについては、本論（下）で具体的資料に基づいてひもといしていく。

2) 政党代表の「援護法」反対の論拠

次に、政府・自由党（吉田茂首相・保守党）に対する野党各政党が、この「援護法」案にどのような意思表明していったか、引用は長くなるがそれをみるとことによって、この「援護法」に内在する問題の理解を深めたい。本論で取り上げた政党名は、改進党（保守・中道政党）、日本社会党、日本共産党で、それぞれを代表して各委員が反対の意見を述べている。

13-衆-本会議-29号 昭和27年04月03日 戰傷病者戦没者遺族等援護法案を議題・・・

○副議長（岩本信行君） 討論の通告があります。順次これ許します。金子與重郎君。

〔金子與重郎君登壇〕

○金子與重郎君 私は、改進党を代表いたしまして、ただいま議題になっております戦傷病者戦没者遺族等援護法案に対しまして反対の意を表明するものであります。提案されました本法案には、政府原案に反対するとともに、自由党の修正案に対しましても、これは末梢的な部分修正にとどまるものでありますて、とうていわが党の容認するところではありませんので、同じく反対するものであります。

私は、もちろん本法律の目的そのものに対して反対するのではないのでありますて、その内容であります。その内容が、改進党が年来主張しているものと非常な隔たりを持っておるという点から、とうてい賛成し得ないのであります。（拍手）

その具体的な内容のうち、二、三の重要な点を申し上げてみますと、まず第一に法律の性格でございます。戦争に参加して、そうして傷病者となり、あるいは戦死した人々は、自分の意志でこれをなしたのではなく、まったく国家の至上命令として動員されたものであ

りまして、従つて国家は、これらの人に対しては当然補償をすべきであるという見解に立つておるのであります。・・・また今国会において議決された軍人恩給の特例法も、昭和二十八年四月までの期限なのであります。でありますから、これは当然一箇年の臨時措置であり、その間において、政府は特例法の審議会等におきまして抜本的な補償法を確立すべきであるというのが、わが党の意見であります。この点は、遺家族厚生連盟や、あるいは過日開きましたところの厚生委員会における公聴会の公述人も、全部がそういう意見を持つておるのであります。

・・・次に遺家族の年金問題を考えてみましても、現行の恩給法で、月一万元の公務員が公務で死亡した場合には幾らになるか。この扶養手当は、本人の分が六万六千円、子供一人に対して四千八百円、こういうふうな多額なものを支給されるのに比べて、この戦争に行って、赤紙一枚で死んだ人たちの遺家族は、妻に対して一万円ということは、あまりに懸隔がはなはだし過ぎる。・・・国の予算に対して、おのずから限度のあることはわかっておる。しかしながら、戦争犠牲者は、まったく国家のために赤紙一枚で動員されておるのであります。国家存立のために一命をささげたものであります、これらの戦没者二百万のうち、はたしてどれだけのものが軍国主義者であったのだ。みな、かり立てられて行ったのではないか。

一方、戦争中に、その軍閥とともに国民を戦争にかり立てるのに大きな役目を果したのは役人であり、官僚であるのであります。その官僚たちは、追放解除者も恩給、扶助料、障害年金の復活を受けている。そして、職業を選択したでもなく、まったく国家のために動員されて、手を失い両足を失つて、松葉杖にすがつておる人たちや、あるいは唯一の働く柱を失つて生活にあえでる人たち、これらに対して——一方においては、過去の国家の法律あるいは約束づけだといつて、戦後においても支給しておきながら、それらの者に対しては、戦争に負けたんだからしかたがない、金がないからしかたがないと言う。金がないのなら、なぜ金のないような方法をとらないか。戦争犠牲者に対して何とかすると言つておきながら、現実の内容がこういうことであるとするならば、そういうふうな考え方は、われわれはとうてい容認できないのであります。

政治の要諦は、国民の信頼であります。信頼は、信義を守ることであります。敗戦国として、国費に限りがあるといたましても、同じような立場にある人たちに、国家は同じような機会均等の政策をとることによってこそ、よし金額がこの半分であっても、国民は納得すると思うのであります。(拍手) 私は決して、いやがらせに膨大な予算を要求して反対するんじゃないのだ。なぜこの意味がわからないか。

私は、そういう意味におきまして、この法律を今ここで審議するよりも、数旬にいたしまして、われわれはわれわれの力によって自主的にこの法律を正しく審議する時期が来るのです。それまでこの法案をおきまして、かかる後に、まったく国民のために正しい法律をつく

ることを主張いたしまして、反対の意見とする次第であります。(拍手)

上記のように、改進党という保守・中道政党でさえ、あの戦争に対する認識として、戦死者200万人は国家の動員で驅り立てられて死んだのであり、そして戦争へ驅り立てていったのは、軍部を中心とする政治的集団の軍閥とともに官僚たちであると表明している。そして、その役人・官僚たちは、公職追放されても公務扶助料などの処遇を受けているのに、動員されて犠牲となった国民の生活を補償すべきであり、そのための提案されている「援護法」に代わって「正しい法律」をつくることを主張している。

○副議長（岩本信行君） 堤ツルヨ君。

[堤ツルヨ君登壇]

○堤ツルヨ君 私は、ただいま上程になりました戦傷病者戦没者遺族等援護法案に対し、日本社会党を代表して、本法案並びに自由党の修正案を返上、反対するものであります。(拍手)

講和発効を旬日に控えております今日、政府は、まことに評判の悪いこの法案を潔く撤回し、より遺族に対して誠意ある補償が完全に行われる法律を今国会に提出するのが常識であります。以下、当然修正を要すると思われる数点を指摘いたしまして、政府の猛省を促したいと存じます。

その第一点は、本法が戦傷病者並びに戦没者遺族等補償に関する臨時措置法と、その名称が変更されなければならないことであり、その性格についても申し上げたいであります。およそ国家公務に殉じて身命を失った者や、障害者またはその遺族に対しては、援護にあらずして、國家が補償すべき義務があります。戦死者、戦傷者並びに遺族を援護するという精神こそ、まことに時代錯誤であります。またこれら遺族には、国家補償の理念に立脚して生活補償の具体策が講じられなければならぬことを強調いたします。あくまで本年度限りの暫定措置であるべきで、二十八年度は恩給制度をしんしやくして善処する考え方であると、厚生大臣みずからも、その不満な点を指摘しておられるし、また去る三月二十五、六の両日にわたって行われた公聽会でも、十七人の公述人が、一人漏れなく、この点を強く要望しました。援護という名目で、二十八年度以降もこの程度でお茶を濁そうという意思があるやに見受けられますが、そうでないのならば、はつきりとわれわれの意見に従つて、遺族の誤解を解くためにも、名称を変更されるべきと考えます。(拍手) . . .

次には、学徒、船員、徴用者に、軍人、軍属と同額の年金支給がなされるべきであります。これら、当時の国家総動員法に基き、みずからの意志によらずして國に強制され、好むと好まざるとにかかわらず、犠牲者となって死に、傷ついた人々を、本法案は除外しております。船員五万五千人、学徒三万一千人、徴用者一万五千人と推定される人々を軍属として扱つても、大して予算の膨張とはなりません . . .

○副議長（岩本信行君） 堤君に申し上げますが、申合せの時間が過ぎましたから、簡潔に願います。

○堤ツルヨ君（続） ・・・また、防衛予算を意図する政府が、内政費を最大限に圧縮し、その結果、二百三十一億という既定予算を、本年二月二十七日議決先行させて、根拠になる本法案を三月十二日に提案し、このわくの中に縛ってしまった審議の経過は、民主政治を冒涜するもはなはだしいのであります。（拍手） これはまた財政法違反でもあります。 ・・・

数に物をいわせて、本院を強引に乗り切らんとする政府も、参議院では、こうは参りますまい。わが党は、衆議院での主張を、そのまま参議院で闘うことを宣言しておきます。

およそ議会政治では、民衆の声そのままが法律となり、予算とならねばなりません。輿論を無視し、野党の正論を乗り越えて、あえて民意をまげんとする吉田内閣に反省を促し、決して今からでもおそくはない、さっそく本日よりわれわれの主張を盛り込んで法案を練り直し、講和発効直後の近き日に、今十三国会に再提出されんことを切に望むものでございます。（拍手） ・・・

日本社会党の発言の中で、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」案は、評判の悪い法律という表現から推しても、当時一般的認識として問題含みの法案だったのであろう。そこで援護法ではなく、補償法ということでなければならないことや、保守党の改進党では述べていなかった、「援護法」予算を防衛予算の中に組み込んで、先に議決させておきながら、既成事実化させて「援護法」の審議を行うという吉田茂内閣の姑息なやり方に言及している。

○副議長（岩本信行君） 莢田アサノ君。

〔苅田アサノ君登壇〕

○苅田アサノ君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっている戦傷病者戦没者遺族等援護法案に対して、自由党修正案をも含めて反対の意見を表するものでございます。

元来、全国四百万の遺族、十五万の戦傷病者は、終戦後、戦犯に類するものとして、約束された国の補償を何一つ受けすことなく、一家の支柱を奪われたまま、外国の占領下において、かつ占領下の自主性なき日本政府、特に最も長期にわたり、最も破廉恥に外国政権に屈服した吉田政府のもとにおきまして、日本人としての苦しみの最も深刻な苦しみを、精神的にも、経済的にも苦しんで來た人々であります。（拍手） 今回、政府は、いわゆる講和條約発効を期して、龐大な国防費、安全保障費、警察予備隊費等を組んで、公然と再軍備の計画に乗り出すと同時に、七年の間遺族の訴えに対しまして耳をふさいで來た政府が、にわかに、これらの人々に対して援護対策を進め始めたのであります。 この二つの組合せは、決して偶然ではなく、明らか

に再軍備のための足固めであります。(拍手)・・・今回政府によって立案されましたところの援護法は、一日千秋の思いで同法の制定を望んでいた全国数百万の関係者のみならず、心ある国民の間に、ひとしく大きな失望と憤激さえも呼び起しているのであります。論より証拠、三月二十五日、二十六日の両日にわたって、各界代表の十七人の公述人が、ほとんど異口同音に、この法案が未熟であり、不十分であり、支離滅裂であり、不合理であることを指摘しているのであります。中でも、青森県の遺族厚生連盟の役員である一未亡人が、これは補償でも援護でもなく、こんな法案は返上したいというのが遺族らの本心であるけれども、また一方、わらにもすがりたいような弱い身の上を思つて、これをいただき、意見を述べるのだと発言されたのを、政府及び與党の諸君は何と聞かれたのでありますか。これこそ、率直な国民の批判ではありませんか。

遺族が返上したいと叫ぶような対策しかできなかつたことは何ゆえであるか。・・・財政上の都合ということは、言いかえれば、防衛費や、安全保障費や、警察予備隊費や、海上保安隊費や、弾圧費や、そういう再軍備のための予算をつかみとつた、あの残りかすが、この戦争犠牲者たちへ振り当てられたということにほかならないのであります。この前の戦争で特別大きな犠牲を拂わせられた国民に対して国が報いなければならぬはずの予算を、新しい戦争準備の予算が食いつぶしてしまったわけであります。なぜこんなに不当に低い年金額をきめたか、なぜこんなに不当に狭く対象の範囲を限つたのかということの説明も、これ以外につけようがないのであります。

・・・行政協定によって再軍備しなければならず、民主勢力を弾圧しなければならぬという財政上の都合で、こんな無残なありさまになったのであります。戦争のため両眼失明、両手のない者、両足のない者で、寝たきり、一生付添いの人の看護を受けなければならないといった、生ける屍のような人々に対してさえも、年六万六千円、月額五千五百円にすぎないのであります。・・・

さらに、援護の対象をなぜ軍人軍属に限つて、戦争犠牲者すべてに拡大しないのか。特に、国家総動員令によって強制的に徴用され、実質的に軍人軍属とかわりない軍務につき、その公務のために傷つき、死亡した船員、徴用工、動員学徒、女子挺身隊、また広島、長崎の原爆の子らに対しまして、一切これを除外してしまったのはなぜか。政府は、その中のほんの一部の人に当時一時金が出ていることや、船員保険の給付があることをもって理由としておりますが、これが今回の国家補償の措置とはまったく別個のものであることは、だれでもわかることであり、あれも、これも、せんじつめれば、財政上の理由、つまり行政協定による再軍備と、民主勢力弾圧のための予算の膨張が、この気の毒な犠牲者の費用を奪い取つてしまつたというよりもかに、理由は見出せないのであります。

・・・産業の破壊の状態、国民の窮乏の深刻化、警察予備隊の大増員などを考えますとき、常識でもつてする見通しは完全に逆なのであります。一年先を待つまでもなく、今日八千五百

億の膨大な予算で、二百三十七億の援護費しか出せないという、ばかげたことは絶対にないの
であります。戦争準備と民主勢力弾圧のための予算を排して、戦争犠牲者のために国としての
十分な処置を講ずべきであります。これは要するに、政府がかつてに結んだ行政協定と再軍備
のために押しつぶされた、支離滅裂な残骸であって、このようなものを通過させるのは、日本人
人としての恥辱であります。

わが日本共产党は、再軍備に対しあくまで平和をこいねがう全国の遺族、戦傷病者並びに国民大衆とともに、このような再軍備を前提とした植民地的法案を返上し、即時名実ともに備わる補償の措置を国の責任において即刻作成することを主張し、この法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長（岩本信行君） これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よって本案は委員長報告の通り決定しました。(拍手)
本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

以上の日本共产党の発言には、「援護法」案提出直前の社会的風潮と政治的状況が伝わってくる。まず、数百万人の戦争遺族や傷病兵士らが、戦犯視される風潮について指摘している。それは戦争にまつわる国会の議論のなかで特定政党の議員の発言としてではなく、いろいろな議員が発言しているのが国会会議録で散見されるので、特異な発言ではないことを明らかにしておきたい。

そしてこの「援護法」の本質を示していることとして、くりかえし強調していることが「講和条約」と同時に発効した「日米安保条約」によって軍事化する日本への危惧である。国防費、安全保障費、警察予備隊費等の「再軍備」の計画や民主勢力への弾圧費と引き換えて「援護法」案を提出しているということに対する怒りがにじみ出ている。それは日本社会党が防衛予算との「援護法」予算との係わりについて言及した発言をより一層明確化したものといえる。「援護法」の本質にかかる問題点をこのような視点で抉っているのは、きわめて先見性のある見識を示しているといえるだろう。

またこれらの発言の中で、本論にとってとくに重要な部分は、この法の対象を軍人・軍属だけでなく、「戦争犠牲者すべてに拡大しないのか」と政府を追及している点である。具体的に「広島・長崎の原爆の子」にもなぜこの「法」の対象にしないのか、と言及している。

この党の主張のように、「援護」法ではなく、「補償」法で、すべての「犠牲者」に適用す

ることが実現していたら、「沖縄戦体験」が捏造されることなく、沖縄戦の真実が伝えられることになり、高齢者から乳幼児まで含む一般住民が「靖国神社」に合祀される問題も発生しなかったのである。⁴ 付言するならば、本論（下）でみていくように沖縄の遺族会の主張も「すべての犠牲者」を補償の対象にすることを求めていたことも記憶にとどめておかねばならない。また、公聴会での公述人の発言として遺族の本心は、この「援護法案」が、補償でも援護にもなっていないので、こんな法案は返上したいが、また一方では、困窮している経済生活上、「わらにもすがりたいような弱い身の上を思つて、これをいただき、意見を述べるのだと発言された」ということを紹介している。この遺族の本心と相反しながら「援護法」を受け入れざるを得ない経済環境こそが、国民が政府に思い通りに操られてしまった要因なのである。

遺族の本心というのは、全国共通していたであろうから、沖縄遺族連合会金城和信事務局長の国会における参考人発言も上記の遺族の本心の延長線上にあるといえよう。だが、沖縄の遺族の置かれている生活環境は日本本土の遺族とは比較にならないほどの切羽詰った悪環境であった。「援護法」の関連では、沖縄から初の国会における参考人発言という戦後沖縄の歴史としても残ったこの国会会議録は、単に文字面だけにとらわれることなく、その文字の紙背を汲み取りながら読まなければならないであろう。

沖縄への「援護法」適用を拡大していく端緒となったであろうという意味では、重要な国会における参考人発言なので、今後、さまざまな角度から検討が加えられていくためにも全文を掲載していく。

2 沖縄遺族代表による国会参考人発言—軍人扱いと靖国神社合祀の端緒

22-衆-海外同胞引揚及び遣家族…5号 昭和30年06月17日（正式名は、海外同胞引揚及び遣家族援護に関する調査特別委員会議録第五号）

○金城参考人 私は沖縄の遺族連合会事務局を預かっております金城和信でございます。東京に参りましたのは、沖縄の勤皇鉄血隊、通信隊の十七才未満の者の処遇についてお願いに参ったわけでございます。それにつきまして、今まで陳情申し上げた事情を申し上げます。さらに、私、この学徒隊の親として一言申し上げたいと思います。私は親でございます。

勤皇鉄血隊、通信隊戦傷病者は、事実に基きすべて軍人として取り扱っていただきたい。日本政府が沖縄の戦没者に対し深い同情を寄せられ、行政が分離されているにもかかわらず他府県と同様に援護法を適用せることは、まことに感謝にたえません。沖縄戦は人類史上かつて類例のない激戦であり、三十五万の住民中から十五万の犠牲者を出し、血の島として世界に

⁴ 石原昌家「イデオロギーの問題となった集団自決という言葉の意味」『南島文化』2008年3月、石原昌家「『援護法』によって捏造された『沖縄戦認識』—『靖国思想』が凝縮された『援護法用語の集団自決』—」（沖縄国際大学社会文化研究vol10 2007年3月参照）

知られ、その惨状は言語に絶しました。それがまた前例のない国内戦であったため、予想もされなかつた事態が生じました。十五、六才のうら若い女学生が看護婦として従軍、十五、六才の中学生が通信隊となり、女子青年が急造爆雷を背負って敵戦車に体当りし、国民学校児童が手りゅう弾を握って敵陣に突入する等、現実にあったとは考えられないほどの悲惨事が起つたのであります。それゆえ、援護法は、沖縄戦の実態を十分に調査し、その事実に基いて適用されるべきであります。沖縄男子中等学校四、五年生は鉄血勤皇隊に編成され、沖縄師範学校男子部、第一中学校、工業学校、商業学校、開南中学校は球部隊に所属し、中南部の戦争に参加しました。第二中学校、第三中学校、農林学校の一部は宇土部隊に所属し、水産学校、農林学校の一部は村上隊に所属し、北部に参戦しました。中学校二、三年生は通信兵として志願し、厳格な適性検査を受け、合格者は軍に入隊し、有線、無線、暗号、情報等の特殊教育を受け、最も重要にして危険な任務を負わされました。これら鉄血勤皇隊員、通信隊員は二等兵の階級章を与えられ、兵器、装具、被服その他一切の給与も軍人としての待遇を受けたのであります。いずれの隊も入隊式をおごそかに挙行し、上官より、皇軍の軍規を守り、軍人としての本分を守り、任務を遂行すべしとの訓示を受け、国難に殉じた暁は靖国神社に祭られるとの激励を受けたのであります。純情無垢な彼ら青少年学徒は、ひたすらに命のままに軍人として行動し、最後まで郷土防衛に奮戦しました。戦死した者は、第二中学校三年生通信隊員石川清松君等のごとく多く一等兵に昇進、あるいはまた師範学校男子部鉄血勤皇隊員久場良雄君等のごとく二階級特進の恩典に浴した者もあります。なお、捕虜となつた十七才以下の通信隊員が多く一般軍人とともにハワイの捕虜収容所に送られています。これらの学徒がすべて軍人であったことは、どうも疑いをいれない厳然たる事実であります。

このたび厚生省と南方連絡事務所と協議の結果、男子学徒は十七才以上は軍人として十七才未満は軍属とすることは、明らかに厳然たる事実を否定したものであり、まことに遺憾にたえません。鉄血勤皇隊員及び通信隊員中戦死した者は千百五十余名、そのうち七割以上が十七才に達しない少年であります。鉄血勤皇隊員がすべて軍人として同一の行動をとつたことは申すまでもありません。通信隊員はほとんど全員十七才未満の少年であります。友軍の日の丸機一機も飛ばず、全く制空権を敵に握られ、陸海空相応しての敵の猛撃を浴びながら、十四、五才の少年通信隊員は、砲弾雨飛の中に身を挺し、だぶだぶの軍服をまとい、軍靴をはいて、切断された電線をつなぎ、あるいは伝令となり、危険な任務を負うて活躍しました。通信隊の任務がきわめて重要であり、その遂行には危険を伴い、しかも彼らが年少者であったため、その犠牲は特に多く、通信隊員はほとんど全滅しております。四月十六日、徳丸中尉の率いる第三中学校通信隊は本部半島において全滅し、六月二十三日、水産学校通信隊員は傷尻摩文仁において瀬底正賢君一人を残して全員壮烈な戦死を遂げ、第二中学校通信隊のごときは、わずかに数名を残して百五十名が全滅しております。通信隊は、鉄血勤皇隊とはいささか性格を異にし、一切学校職員の参加も許さ

ず、連絡さえ拒絶し、秘密暗号等の特殊教育を施して、純然たる軍人として軍に編入されました。
鉄血勤皇隊員が軍人として資格を持つ以上に、通信隊員は軍人としての資格を具備し、軍人として行動しています。通信隊員が十七才に達しない理由をもってほとんど全員が軍人として取り扱われないことになれば、これは明かに事実にもとり、きわめて不合理であります。もし、十七才という年令を基準にして、十七才以上は軍人とし、十七才以下を軍属とするとき、同一学年で同一部隊に属し、同一行動をとり同一場所に戦死した者が、一人は軍人、一人は軍属として取り扱われるという不合理も生じます。かかる取り扱いは、現地軍の実施した事実を否定し、純真な青少年を欺くの結果となります。殉國の至情に燃えて散華したこれら青少年に対し、国家は当然事実に即する措置を講ずべきであると思います。

青少年の英靈を欺くことなく、沖縄戦の実情に即し、事実に基いて、鉄血勤皇隊、通信隊戦傷病死者全員を軍人として取り扱われんことを懇願いたします。

これは、私ども親と、それから生き残りのあの当時の先生と、また生き残りの学友が相集まって、事実はこうであったということを作り上げたものであります。私、親といたしまして、なぜ軍人にお願いしたいかと申しますと、沖縄の特殊事情と申しますが、私たちは不幸にして生きておるという考えまで起るくらいであります。自分の国土を全員をあげて守り切れなかった、私ども実に気のひけるような責任感に打たれております。決して軍人がどうのこうのというようなこともありません。皆さんが沖縄においてになりましたして、あの牛島閣下、長参謀閣下の靈に毎日草花が絶えない、香華が絶えないことをごらんになってもわかると思います。法はいろいろあるだろうと思いますけれども、議員様方がほんとうに親の訴えをお聞き取り下さいまして——わずか五百数名でございます。さらに、援護金受け取りにしましても、沖縄の実情は、この年金を受け取るような者は何者かということになりましたときに、これも半数くらいであります。実際に適用される沖縄の遺族は十五万だの何だのとありますけれども、この法によっていろいろと年金なり恩給なりにありつく者は、一家が全滅したりして、恩給法、援護法によるものがたくさんあるわけではございません。だから、あの女子学徒あるいは十七才以上の子供たちが軍属あるいは軍人にしていただいたことに対しても、ほんとうに私たちは手を合せて感謝しておるようなわけであります。なお、御無理とは思いますが、この十五才未満の者のあの事実、私もあるの戦で一緒になっておりましたが、あのだぶだぶの洋服をつけ、そしてあの通信隊が、電線が切れますと昼間出て、砲撃のあと、それから飛行機のもとでつないでいる。だれもみな壕に入っていますけれども、この通信隊は昼間出てつないでおります。また、夕方になりますと、艦砲射撃が幾らかとまつたときには、私などのおる壕にもこの少年兵が訪れてきます。訪れてきて、幾らかのお握りを与えますと、自分で食べずに、班長のもとに持つていって、班長に喜ばれたいというあの気持、実際まのあたり私どもは見ております。親としまして、私たちは決してなくなつたことにつきまして恨んでもおりません。何もしております。私た

ちはお国にささげたという当然の気持でございます。だが、しかしながら、一緒に行動したところの人たちが、十七才というところを境にして、年が一日でもあるいは一年でも二年でも違ったというただその境界のもとに、同じ列に列することのできないことを、非常に悲しんでおります。だから、何とか皆様方の御同情あるいはお知恵によりまして、立法するなり何なりお願いしたいのであります。

それから、もう一つあります。その当時ちょうど私の子供が東京におりましたので新聞の切り抜きもございますが、これにも出ているように、あの当時の太田文部大臣から、沖縄の第一中学校の学徒と師範学校の学徒には表彰状も参っております。私たちは壇の中において万歳を唱えて感激したものでございます。これをつけ加えて申し上げます。

○高岡委員長 この際質疑がありますので、これを許可いたします。堀内一雄君。

○堀内委員 ただいま金城さんの切切たる当時の事柄のお話を聞いて、ただ感激のほかないのあります。ここできちんとお伺いしたいことは、軍人と軍属との差ということでございます。今、御遺族の立場そのほかから考えまして、軍人でも軍属でも国家的施策としての扶助料というような問題においてはおそらく違いがないだろうと思いますが、ただ、靖国神社へ祭る云々という問題において、ここにいささか違いがあるのではないかと存じます。実はわれわれも今靖国神社の問題について検討中でありまして、かたがたその辺のお考えをお伺いできれば非常にけっこうです。

○金城参考人 あの当時の実情はそういうことでございましたが、なぜ軍人として取り扱っていただきたいと申しますかというと、これは精神的の問題であります。遺族年金とかそういうものじゃなくて、精神上の問題でございます。親心としまして、またあの当時一緒にいた生き残りの学友たち、先生方としましても、何とか一つ御尽力願いたいと思うわけです。

○堀内委員 そうすると、軍人として、十七才以上の人と同じように階級というようなものを御要望になるということですか。

○金城参考人 どうせ階級というものがつかなければ軍籍には列しないと考えております。またその当時完全に二等兵として取り扱われておるのでございます。さつきも読み上げました通り、あのだぶだぶの服をつけて、そして軍司令官からも少年兵だとまでも言われておるというふうな状況でございまして、いわゆる國士を守る意味においてほんとうの軍事教育を受け、そして軍隊として扱われたその事実を私は申し上げておるのでございます。

○堀内委員 結論は、軍人としての階級ということと、靖国神社に合祀する、その二点でございますね。

○金城参考人 そうでございます。

○高岡委員長 次に、元満州開拓青年義勇隊の処遇問題について近藤安雄君より伺うこといたします。参考人近藤安雄君。（以下略）

金城参考人の発言は、沖縄戦においては国内戦場化という特殊事情の中で、日本本土とは異なって、年端も行かない中等学校生徒たちが、兵士同様の軍人教育をうけ、とくに軍服も支給され、二等兵という軍人としての階級や給与まであてがわれたという、当時一般に本土では知られていない事実を説明している。とりわけ、鉄血勤皇隊（早生まれの場合は13歳から動員）と通信隊員は、年齢の上下の関係なく、激戦の中では兵士同様ないしは兵士以上の軍事行動を行ったにもかかわらず17歳以上は軍人として扱い、17歳以下は軍属扱いになると、同一学年生の間に身分上の差がでてくるので、支給される「遺族年金」には変わりがなくても、まったく納得がいかないという沖縄の遺族の一般的な心情を訴えることに力点がおかれている。

沖縄の遺族を代表して、初めての国会参考人発言として、13、4歳から軍人教育されて戦場で兵士同様に戦闘に加わったことに対して、「親としまして、私たちは決してなくなつたことにつきまして恨んでもおりません。何もしております。」という発言は、文字面だけ読むと、日本遺族会の佐藤信公述人の発言とまったく対照的である。しかし、嘉手納飛行場周辺住民が、長年、痛音という表現が使われるほど、激しい爆音に曝されながらも、「米軍機の音は、なんでもないよ、うるさくないよ、なんでもないよ」と答える人も存在する。それは、その発した言葉を本心とは裏腹かも知れないと推察しないと認識を誤ってしまう可能性がある。この参考人発言も、子供を戦場で失ったトラウマを癒すために無意識に本心とは裏腹の表現をしていると読み解く必要があろう。

しかし、文字面だけをみていくと、日本政府が沖縄戦書き換えに付け込んでいける。筆者が今日、「歴史修正主義グループ」・「国防族」が「集団自決」という言葉をキーワードにして沖縄戦書き換えを実行しているのは、沖縄側の弱点に付け入って攻勢をかけてきているのだと、くりかえし警鐘を鳴らしてきたが、それときわめて類似していることを指摘しておきたい。⁵

1955年6月17日の国会における金城参考人発言は、政府にとってきわめて重みのある言葉だったようである。「援護法は、沖縄戦の実態を十分に調査し、その事実に基いて適用され

⁵ 石原昌家「『援護法』によって捏造された『沖縄戦認識』－『靖国思想』が凝縮された『援護法用語の集団自決』－」（『沖縄国際大学社会文化研究』vol.10 2007年3月

るべき」という金城参考人発言を受けた形で、実際に翌56年には、旧厚生省役人が沖縄現地へ調査に赴き、金城参考人の案内を受けた形で、一般住民の「援護法適用」への道筋ができた。その点は本論（下）でも詳述する。

日本民主党の堀内委員が、「国難に殉じた暁は靖国神社に祭られるとの激励を受けた」という沖縄の遺族を代表した参考人発言に対して、少年たちに軍人としての階級と靖国神社に合祀するという二点ですねと、念押ししている。それに対して、「そうでございます」と返答している、最後の応答は、後に一般住民に至るまで「準軍属」扱いされ、「靖国神社に合祀」されていくことになる前触れでもあったといえる。そういう意味でも、この国会での金城参考人発言は、米軍政下沖縄の「靖国神社合祀」に決定的に重要な意味を持つことになったといえよう。

米軍政下沖縄における靖国神社合祀については、「国との雇用関係」にあった軍人、軍属、準軍属が合祀されている。しかし本論（下）でみていく「援護法」適用の拡大によって、沖縄戦が住民を巻き込んだ国内戦だったという特殊事情ということで、高齢者から赤子を含む乳幼児までの一般住民は、戦闘参加者として「国との雇用類似の関係」が認められたら、「準軍属」扱いされて合祀される、という問題が生じることになった。⁶これは日本本土では一般的ではなく、全県的という意味では沖縄独自の「靖国神社合祀」問題といえる。（続・2008年2月15日）

⁶ 石原昌家「イデオロギーの問題となった集団自決という言葉の意味」（『南島文化』（沖縄国際大学南島文化研究所紀要）第30号 2008年3月参照）